令和８年（フ）第８０９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　鶴ヶ谷第一市営住宅１棟413
債務者　遠藤　龍次
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８２５号
仙台市太白区富沢２丁目21番６号　ピュアハウスアイハラ306、従前の住所仙台市太白区富沢南２丁目20番地の６　グランメゾン七福210、千葉市稲毛区園生町781番地１　ダイアパレス稲毛緑園都市Ｂ棟816号
債務者　桑鶴　　颯
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８８２号
宮城県名取市増田２丁目１番11―203号　グレースハイツ
債務者　鈴木　　萌
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
茨城県鉾田市鉾田1595番地１
債務者　雨宮也寸志
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２３１号
茨城県水戸市栄町１丁目10番10―510号
債務者　松島　英人
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２４０号
茨城県小美玉市部室1199番地55
債務者　上田　涼平
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２４７号
茨城県水戸市千波町1666番地の３　サンハイツ千波202号
債務者　関口百美子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１５６号
茨城県猿島郡五霞町大字川妻569番地５
債務者　川島　　侑
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１０２２号
東京都東村山市萩山町３丁目２番地４セプドールタムラ２　202
債務者　藤本　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８０７号
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目５番31号　わおんアイコウ綾瀬
債務者　安齋　寛泰
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５３号
長野県飯田市上郷黒田1648番地１
債務者　塩澤　美季
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第３７号
長野県飯田市鼎切石5119番地61（市営住宅404号）
債務者　金田　照子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第３６９号
静岡市駿河区大谷２丁目23番32号　ヴェスパー101、旧住所静岡市清水区三保340番地の18プレッソーレ105
債務者　藪崎美由紀
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４２６号
静岡県藤枝市志太４丁目７番９－２号
債務者　金井　睦美（旧姓紅林）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３８号
静岡市葵区北３丁目13番102号
債務者　川村美生子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６号
滋賀県東近江市小脇町1551番地２　グリーンヒルズ　１－Ａ号室、前住所滋賀県東近江市小脇町1678番地９
債務者　木下　　命
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大津地方裁判所彦根支部